

# 危険物の追加について

危険物が追加されました 平成23年12月21日 公布

「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった【炭酸ナトリウム過酸化水素付加物】（以下過炭酸ナトリウムと言います）が消防法上の第一類の危険物に追加されました。

過炭酸ナトリウムは酸素系の漂白剤として広く一般に流通しており、貯蔵又は取り扱う数量によっては消防法に基づく市長村長の許可又は、各都市の火災予防条例に基づき少量危険物貯蔵取扱いの届出が必要となります。

## 1 過炭酸ナトリウムについて

一般的には過炭酸ナトリウム 過炭酸ソーダ 酸素系漂白剤 と呼ばれ、これらを主成分とする商品はスーパー、ホームセンター、薬局等で販売されており、以下の商品の一部が該当します。

漂白剤・除菌剤・消臭剤・食器洗い乾燥機用洗浄剤  
パイプクリーナー・洗濯槽クリーナー 等

このように、規制される過炭酸ナトリウムは生活必需品として多方面に使われています。ですが、同じ用途の商品であっても過炭酸ナトリウムを主成分としないものもあります。

## 2 過炭酸ナトリウムの危険性について

今回の法令改正により過炭酸ナトリウムは第一類の危険物に追加されましたが第1類の危険物の共通特性として次のようなものがあります。

- ① 多くは無色の結晶又は白色の粉末です。
- ② 不燃性物質ですが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃物の燃焼を著しく促します。このことから酸素供給体の役目をします。
- ③ 一般的には可燃物、有機物その他酸化されやすい物質との混合物は加熱、衝撃、摩擦等により爆発する危険性があります。

## 3 過炭酸ナトリウムの受ける規制について

危険物は貯蔵又は取り扱う数量により消防法若しくはそれぞれの都市の火災予防条例に定める基準に従わなくてはなりません。過炭酸ナトリウムは危険物に追加されましたが、性質の違いによって規制を受ける基準となる数量（指定数量）が異なります。次表(1)は参考です。各市町村の予防条例で御確認下さい。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

## 危険物の追加について

表(1) 性質ごとの指定数量(参考)

性質	指定数量	規制概要
第一種酸化性固体	50kg	50kg以上貯蔵又は取り扱う場合には消防法に基づく市長村長の許可が必要。 10kg以上50kg未満貯蔵又は取り扱う場合には条例に基づく届出が必要。
第二種酸化性固体	300kg	300kg以上貯蔵又は取り扱う場合には消防法に基づく市長村長の許可が必要。 60kg以上300kg未満貯蔵又は取り扱う場合には条例に基づく届出が必要。
第三種酸化性固体	1000kg	1000kg以上貯蔵又は取り扱う場合には消防法に基づく市長村長の許可が必要。 200kg以上1000kg未満貯蔵又は取り扱う場合には条例に基づく届出が必要。

**注意！**

貯蔵又は取り扱う過炭酸ナトリウムが上記のいずれの性質を有するものかは、個別に判断しなければなりません。第一類の危険物は固体であり、その形状が粉末や顆粒、フレーク状などによって性質が異なる場合があります。

#### 4 危険物に該当するか否かの確認や成分の確認方法

お使いのものが第一類の危険物に該当するのか、どのような性質を有するものかを確認するには容器の表示から確認出来ます。危険物を入れる容器には消防法により、容器の外部に品名、危険物等級及び化学名、数量、注意事項の表示が義務付けられていますので、確認可能です。表示ではわからない場合はメーカーに直接確認してください。今回の消防法改正により過炭酸ナトリウムを貯蔵する容器は消防法の基準に適合する容器としなければならなくなりましたが、容器に危険物である旨の表示を行なう事については平成25年12月31日までは表示が猶予されています。このため平成24年7月1日以降、直ちに容器への表示が行われていない可能性もありますので「過炭酸ナトリウム」「過炭酸ソーダ」「酸素系漂白剤」等表示されている商品が、危険物に該当するか否かはメーカーに確認をお願い致します。

容器には下記のような表示が貼付されています

品名	酸素系漂白剤
成分	過炭酸ソーダ(第一類:第三種酸化性固体)危険等級3
数量	〇〇グラム
用途	s食器洗い乾燥機用洗浄剤
その他	火気に近づけないで下さい。衝撃を与えないで下さい。

商品現物の表示は■に着色されておりません



西日本防災システム

NISHINIHO BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

## 危険物の追加について

### 5 規制はいつから開始されるか

平成24年7月1日(施行日)から規制を受ける事となります。但し経過措置があります。

- 1 当該改正によって新たに消防法に基づく市町村長の許可を得なければならない施設(以下「新規施設」と表記)は、平成24年12月31日までに許可を受けなければなりません。また平成24年7月1日現在すでに許可を受けている危険物施設(以下既存施設と表記)について、**過炭酸ナトリウム**が危険物に追加されることに伴い位置、構造及び設備の変更に係る許可を受ける必要がある危険物施設も平成24年12月31日までに変更の許可を受けなければなりません。
- 2 当該改正によって消火設備及び警報設備の設置又は改修が必要となる新規施設及び既存施設については平成25年12月31日までは現在のままで問題ありません。
- 3 既存施設(指定数量の倍数が平成24年7月1日現在の指定数量の倍数を越えない施設に限る)で現に存在する施設に設ける避雷設備については経過措置がないため、平成24年7月1日までに設置しなければなりません。但し「日本工業規格A4201《建築物等の避雷設備》の基準を満たすことで問題はありません。
- 4 当該改正によって、掲示板の改修等が必要となる既存施設については平成24年9月30日までの間は現在のままで問題ありません。
- 5 すでに許可を受けている危険物施設の内、法令改正によって品名、数量及び倍数が変更となる危険物施設は平成24年9月30日までに「品名、数量、倍数変更届」を行わなければなりません。
- 6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量を貯蔵または取り扱う施設についても各都市の火災予防条例に規定する位置、構造及び設備の基準等に従わなければなりません。

### 6 過炭酸ナトリウムを取り扱う場合の資格(危険物取扱者)について

- 1 **危険物取扱者について**  
消防法第13条において危険物施設で危険物を取り扱う場合は甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者若しくはこれらの者の立会いを受けている者でなければ、取り扱う事は出来ません。
- 2 **危険物保安監督者について**  
危険物施設によっては危険物保安監督者を選任しなければなりません。第一類の危険物を貯蔵している屋内貯蔵所の場合、貯蔵している倍数に関係なく危険物保安監督者の選任が必要となります。危険物保安監督者として選任されるには危険物施設における6ヶ月以上の経験が必要になります。過炭酸ナトリウムは第一類の危険物に指定されたため第一類の危険物の取扱作業に6ヶ月以上従事した者でなければ実務経験の要件を満たさず危険物保安監督者には選任出来ません。ですが今回の改正では既存施設の内今回の改正によって新たに許可を受けなければならない危険物施設については平成25年12月31日までの間は当該既存施設において危険物の取扱い業務に6ヶ月以上従事している者に限り、その者を危険物保安監督者に選任することが出来るとされています。但しその者は甲種危険物取扱者または乙種(1類)危険物取扱者でなければなりません。これらはあくまでも実務経験についての経過措置であることにご注意下さい。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

## 危険物の追加について

### 市販されている漂白剤などに対する規制

ホームセンターなどで市販されている商品をご家庭で保存、使用する場合は特に規制は受けません。各都市の火災予防条例に定める量に従って下さい。ですが大量に購入して、物置などに保管するような行為は規制を受ける場合があります。

### すでに危険物の許可を受けている施設に過炭酸ナトリウムを貯蔵する場合

過炭酸ナトリウムは第一類の危険物に該当するため貯蔵する危険物の品名、数量及び倍率が変わることによる位置、構造、設備の改修が必要となる場合があります。保有空地の拡大や大型消火器の導入などが考えられます。また他の危険物との同時貯蔵の可否等についても考慮する必要があります。同一の貯蔵所(対価構造の隔壁で完全に区分された室が2以上ある貯蔵所においては同一の室)では類が異なる危険物を同時に貯蔵することは原則できません。例外として第一類の危険物(アルカリ金属の過酸化物又はこれを含有する物を除く)と第五類の危険物、第一類の危険物と第六類の危険物は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を置く場合など一部は各都市によって認められている場合があります。施設の改修期限は平成24年12月31日までで、危険物保安監督者の選任が新たに必要となる場合があります。

詳細は各所轄消防署予防課にお尋ね下さい。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>